

第6号議案 名立まちづくり協議会の規約改正について

□改正事項

- 1 「役員」から「会計」を削除する
- 2 地区住民組織「不動を創る会」を「輝く里不動の会」に変更

□改正理由

- 1 会計業務処理については通常の事務局業務に含まれることから役員としての「会計」を削除する
- 2 令和4年4月1日で不動を創る会と不動森あげ米かいが統合し、「輝く里不動の会」として発足したため、住民組織団体の名称を変更する

名立まちづくり協議会規約変更(案)新旧対照表

改正前条文	改正後条文	改正理由等
<p>(役員)</p> <p>第10条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 地区住民組織の代表 4名</p> <p>(4) 部会長 4名</p> <p><u>(5) 会計 1名</u></p> <p>(6) 監事 2名</p>	<p>(役員)</p> <p>第10条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 地区住民組織の代表 4名</p> <p>(4) 部会長 4名</p> <p>(5) 監事 2名</p>	<p>・「会計」削除</p> <p>・次号を繰り上げ</p>
<p>(役員の仕事)</p> <p>第11条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序で、その職務を代行する。</p> <p>(3) 地区住民組織の代表は、本会と地区住民組織の連絡調整を行うとともに、地区住民組織と連携・協働して本会の事業を推進する。</p> <p>(4) 部会長は、部会を代表し担当する業務を総理する。</p> <p><u>(5) 会計は、本会の会計業務を処理する。</u></p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第11条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序で、その職務を代行する。</p> <p>(3) 地区住民組織の代表は、本会と地区住民組織の連絡調整を行うとともに、地区住民組織と連携・協働して本会の事業を推進する。</p> <p>(4) 部会長は、部会を代表し担当する業務を総理する。</p> <p>(5) 監事は、本会の会計を監査する。</p>	<p>・「会計」削除</p> <p>・次号を繰り上げ</p>

改正前条文	改正後条文	改正理由等
<p>(6) 監事は、本会の会計を監査する。</p> <p>(役員を選出) 第12条 会長、副会長、<u>会計</u>及び監事は、運営委員会で会員の中から選出し、総会の承認を得なければならない。 2 北部地区振興会、下名立地区振興協議会、上名立地区振興協議会及び<u>不動産を創る会</u>は地区住民組織代表として各1名を選出する。</p> <p>(運営委員会) 第17条 運営委員会は、会長、副会長、<u>会計</u>、地区住民組織の代表及び部会長をもって構成し、会長の招集により会議を開催する。</p> <p>(附則) 附則 (施行期日) 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。 2 事務所の位置について、第3条に規定する名立区コミュニティプラザが設置されるまでの間は、名立区総合事務所内に置く 附則 この改正規約は、平成19年4月1日から施行する。 附則 (平成25年5月13日改正) この改正規約は、平成25年7月1日から施行する。 附則 (平成29年3月20日改正) この改正規約は、平成29年4月1日から施行する。 附則 (令和3年4月28日改正)</p>	<p>(役員を選出) 第12条 会長、副会長及び監事は、運営委員会で会員の中から選出し、総会の承認を得なければならない。 2 北部地区振興会、下名立地区振興協議会、上名立地区振興協議会及び<u>輝く里不動産の会</u>は地区住民組織代表として各1名を選出する。</p> <p>(運営委員会) 第17条 運営委員会は、会長、副会長、地区住民組織の代表及び部会長をもって構成し、会長の招集により会議を開催する。</p> <p>(附則) 附則 (施行期日) 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。 2 事務所の位置について、第3条に規定する名立区コミュニティプラザが設置されるまでの間は、名立区総合事務所内に置く 附則 この改正規約は、平成19年4月1日から施行する。 附則 (平成25年5月13日改正) この改正規約は、平成25年7月1日から施行する。 附則 (平成29年3月20日改正) この改正規約は、平成29年4月1日から施行する。 附則 (令和3年4月28日改正)</p>	<p>・「会計」削除</p> <p>・令和4年4月1日住民組織の統合により名称変更</p> <p>・「会計」削除</p> <p>・新規追加</p>

改正前条文	改正後条文	改正理由等
この改正規約は、令和3年4月29日から施行する。	<p>この改正規約は、令和3年4月29日から施行する。</p> <p><u>附則（令和4年4月28日改正）</u></p> <p><u>この改正規約は、令和4年4月29日から施行する。</u></p>	